

森林整備業務における入札及び契約に係る情報の公表要領

第1 定義

- (1) この要領において、「入札参加資格」とは、山梨県財務規則（昭和39年3月31日山梨県規則第11号。以下「財務規則」という。）第124条第1項の規定により定める一般競争入札に参加する者に必要な資格及び同規則第134条の規定により定める指名競争入札に参加する者に必要な資格をいう。
- (2) この要領において、「入札参加有資格者名簿」とは、財務規則第124条第2項及び第134条に規定する名簿をいう。
- (3) この要領において、「予定価格」とは、財務規則第127条第1項（同規則第136条で準用する場合を含む。）及び第137条の規定により定める価格をいう。
また、「予定価格（税抜き）」とは、予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。
- (4) この要領において、「積算内訳」とは、予定価格の算出に用いた業務価格について、業務区分、業務種別ごとの数量、金額等を明示する資料をいう。
- (5) この要領において、「一般競争入札参加資格」とは、財務規則第124条第1項の規定により定める一般競争入札に参加する者に必要な資格をいう。
- (6) この要領において、「入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料」とは、一般競争入札に参加する者の入札参加資格を確認するため提出を求める「一般競争入札事務処理要領」（平成8年3月28日付け監第3-56号。以下「一般競争入札処理要領」という。）に規定する申請書及び資料をいう。
- (7) この要領において、「苦情処理回答書面」とは、「森林整備業務における入札・契約に係る苦情処理要領」（平成25年3月22日付け森環総第2522号。以下「苦情処理要領」という。）に規定する書面をいう。

第2 公表の対象

本要領における公表の対象は、山梨県が発注する森林整備事業（造林事業、治山事業の森林整備及びこれらに附帯する測量調査等をいう。）に係る次の業務とする。ただし、随意契約によった予定価格が250万円を超えない工事請負及び予定価格が100万円を超えない業務委託を除く。

第3 公表の内容

次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 通則的事項
入札参加資格

入札参加有資格者名簿

苦情処理要領

森林整備業務に係る競争入札実施要領

(2) 一般競争入札に付した場合

一般競争入札参加資格

入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料を提出した業者名

森林整備業務に係る競争入札実施要領第6条の規定により、入札参加資格がないと認められた業者名及びその理由

予定価格(税抜き)

予定価格(税抜き)の積算内訳

入札者名及び各入札者の各回の入札金額並びに落札者名及び落札金額並びに地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第6号の規定により随意契約によることとした場合においては契約の相手方及び契約金額(消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。)

入札参加資格がないと認められた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面

次に掲げる契約の内容

イ) 契約の相手方の商号又は名称

ロ) 業務の名称、場所、種別、概要、工期、契約金額

契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記ロ)及び契約変更の理由

(3) 指名競争入札に付した場合

指名業者名及び指名の理由

予定価格(税抜き)

予定価格(税抜き)の積算内訳

入札者名及び各入札者の各回の入札金額並びに落札者名及び落札金額並びに地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により随意契約によることとした場合においては契約の相手方及び契約金額。

苦情処理申立て書面及び苦情処理回答書面

次に掲げる契約の内容

イ) 契約の相手方の商号又は名称

ロ) 業務の名称、場所、種別、概要、工期、契約金額

契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記ロ)及び契約変更の理由

(4) 随意契約によることとした場合

随意契約理由書

- 予定価格（税抜き）
- 予定価格（税抜き）の積算内訳
- 苦情処理申立て書面及び苦情処理回答書面
- 次に掲げる契約の内容
- イ）契約の相手方の商号又は名称
- ロ）業務の名称、場所、種別、概要、工期、契約金額
- 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記（ロ）及び契約変更の理由

第4 公表の時期

次に掲げる時期に公表するものとする。

（1）通則的事項

第3（1）の から は、それを定め又は作成した後速やかに当該事項を公表するものとする。また当該事項を変更した場合にあっては、変更後速やかに公表するものとする。

（2）一般競争入札に付した場合

第3（2） 及び は、入札公告時に公表するものとする。

第3（2） 、 、 及び は、落札者決定後速やかに公表するものとする。

第3（2） は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

第3（2） は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

（3）指名競争に付した場合

第3（3） 、 、 及び は、落札者決定後速やかに公表するものとする。

第3（3） は、指名競争入札通知書送付時に公表するものとする。

第3（3） は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

第3（3） は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

（4）随意契約によることとした場合

第3（4） から 及び は、落札者決定後速やかに、公表するものとする。

第3（4） は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

第3（4） は契約の変更後速やかに公表するものとする。

第5 公表の方法

次に掲げるものを除き、山梨県ホームページ及び山梨県公共事業ポータルサイトへの掲載により公表する。

第3（2） 、（3） 及び（4） のうち、再苦情に係るものについては、閲覧所を設け閲覧に供する方法によるものとする。

第6 公表の場所

第5の公表の方法のうち、閲覧所を設け閲覧に供する方法による場合には、次に掲げる場所の閲覧所において公表するものとする。ただし、やむをえない場合には別に指定する場所を閲覧所とすることができる。

(1) 一般競争入札に付した場合

・県民情報センター

(2) 指名競争入札に付した場合並びに随意契約によることとした場合

イ) 第3(3)のうち再苦情処理に係るもの並びに第3(4)のうち再苦情処理に係るものは、県民情報センター。

ロ) 上記イ)以外については、県民情報センター、当該業務を担当する事務所の担当部署。

第7 公表の期間

次に掲げる期間において公表するものとする。

(1) 通則的事項

第3(1)及びについては、当該資格及び名簿が有効である期間中、当該事項を公表するものとする。

第3(1)及びについては、常時公表するものとする。

(2) 一般競争入札及び指名競争入札に付した場合並びに随意契約によることとした場合

当該契約を締結した日の属する年度から業務の完了した日の属する年度の翌年度終了までの間において、当該事項を公表するものとする。

附則

本要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

本要領は、平成25年5月21日より施行する。

附則

本要領は、平成26年10月2日より施行する。